

# 令和7年度 第12回庁議要旨

日時：令和7年9月30日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

## 〔審議事項〕

### 1 旅費制度の見直しについて（総務部）

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、国家公務員の事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直し等を行うほか、国費の適正な支出を確保するため、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）」の改正等が行われ、令和7年4月1日に施行された。

旅費法の改正等による国家公務員における対応を踏まえ、本市においても旅費制度の見直しを行うものの。

#### (1) 主な内容

##### ア 見直しの内容

##### ① 実費支給に重きを置いた旅費の種目及び内容の見直し

- ・一部の旅費種目について、「定額支給」から実態に即した「実費支給」に改める。
- ・宿泊費の支給額は、宿泊に係る特別な事情がある場合を除き、宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額を上限とした実費額とし、広域圏内に宿泊した場合の減額規定を廃止する。
- ・宿泊手当の支給額は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として1夜（1泊）につき2,400円とし、宿泊費に食事代が含まれる場合は減額する。

##### ② 急行料金等に係る距離制限の廃止

鉄道賃の特別急行列車又は普通急行列車の座席指定料金に係る距離の制限を廃止するほか、航空賃についても距離要件の規定を廃止する。

##### ③ 「包括宿泊費」の新設

交通費と宿泊費が一体となった「パック旅行代」に関する旅費種目として「包括宿泊費」を新設し、旅行代理店等への直接支払いを可能とする。

##### ④ 旅費の返納に係る規定の新設

旅行者が規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、返納に係る規定のほか、今後の給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる規定を設ける。

##### ⑤ 外国旅行の旅費の取扱いの見直し

外国旅行の旅費は、国家公務員の外国旅行の規定の例により、その都度、任命権者が市長と協議して定める規定を設ける。

※詳細は別紙のとおり。

## イ 改正が必要となる条例

### ① 全部改正

- ・石巻市職員等の旅費に関する条例

### ② 一部改正

石巻市職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例の規定を引用又は準用している条例について所要の改正を行う。

- ・石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ・石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ・石巻市証人等に対する実費弁償に関する条例
- ・石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・石巻市消防団条例
- ・石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例

## (2) 今後の予定

令和7年10月 令和8年度当初予算要求

12月 市議会第4回定例会に石巻市職員等の旅費に関する条例等の改正について提案  
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

令和8年 2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

## 2 株式会社エネサンス東北との高齢者地域見守り活動に関する協定締結について（保健福祉部）

株式会社エネサンス東北は、同社が事業を実施している域内の自治体と連携し、高齢者の見守りに関する取組を進めている。

先般、同社より、LPガス供給事業における「高齢者地域見守り」に関する協定を締結したいとの申出があり、具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が調ったことから、高齢者地域見守り活動に関する協定を締結するもの。

### (1) 主な内容

#### 【対象者】

株式会社エネサンス東北の顧客

#### 【内容】

ア 業務を通じ、対象者宅等への訪問又は遠隔で以下の異変等を発見した場合に、本市へ連絡する。

- ① 平常時と比較し、ガスの使用量が極端に変動している。
- ② 訪問時はいつも玄関に出て来るのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
- ③ 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。

- ④ 日中に外灯が点灯している、日没後にカーテンが閉められていないなど、平常時と異なる状況である。
- ⑤ 罵声や物を投げる音が聞こえるなど、虐待を受けているおそれがあると推察される状況である。
- ⑥ その他異変等が発生していると推察できる状況である。

イ 対象者の生命に関わる緊急性がある場合に、救急車の手配や警察への連絡を行う。

ウ 対象者が介護又は生活上の課題に関する相談を希望した場合に、本市への相談を促す。

#### 【協定締結期間】

協定締結日から令和10年3月31日まで（以後1年毎の自動更新）

#### (2) 今後の予定

令和7年10月29日 協定締結式

#### 【報告事項】

##### 1 令和7年度石巻市市政功労者表彰について（総務部）

石巻市表彰に関する条例に基づき、市政の発展等に功績のあった方に敬意と感謝の意を表すため、表彰を行っている。なお、令和5年度から再表彰制度について規定を追加し、過去に表彰を受けた者のうち異なる分野で更に功績があった場合は、重ねて表彰することができることとした。

市の行政、経済、文化、社会その他各般にわたって市政の振興に寄与し、又は市民の模範と認められる善行があった個人・団体を表彰し、その功績を讃えるもの。

#### (1) 主な内容

##### 【受賞者数】

| 種 別        | 個 人     | 団 体 | 合 計      |
|------------|---------|-----|----------|
| 自治功労       | 50 (13) | 0   | 50 (13)  |
| 納税功労       | 1       | 0   | 1        |
| 保健衛生功労     | 8 ( 2)  | 0   | 8 ( 2)   |
| 生活環境功労     | 0       | 0   | 0        |
| 産業功労       | 4 ( 1)  | 0   | 4 ( 1)   |
| 統計功労       | 0       | 0   | 0        |
| 教育功労       | 0       | 0   | 0        |
| 芸術文化スポーツ功労 | 2       | 0   | 2        |
| 都市整備功労     | 0       | 1   | 1        |
| 社会福祉功労     | 5 ( 1)  | 3   | 8 ( 1)   |
| 治安功労       | 24 ( 3) | 0   | 24 ( 3)  |
| 篤行         | 3       | 0   | 3        |
| 合 計        | 97 (20) | 4   | 101 (20) |

※ ( ) うち再表彰者数

〔参考〕令和6年度受賞者数 個人：46名、団体：7団体、合計：53名・団体

(2) 今後の予定

令和7年11月9日 表彰式（場所：マルホンまきあーとテラス 時間：午後2時～）

## 2 令和7年度石巻市総合防災訓練の実施について（危機管理部）

令和4年12月より運用が開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と後発地震の発生に伴う市の対処要領と住民等の避難要領を検証するとともに、地域の実情に応じた防災訓練の実施等により、自助・共助の取組を活性化させることで地域防災力の向上及び地域コミュニティの維持・活性化を図る。

(1) 主な内容

ア 令和7年11月7日（金）

（ステージ0）市特別警戒本部等による図上訓練（午後1時～4時30分）

北海道・三陸沖後発地震注意情報の想定震源域及びその周辺において、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合の市特別警戒本部等の対処要領の検証（本庁、各総合支所、支所）  
※災害メール登録者に対し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」等の情報伝達訓練を実施

イ 令和7年11月9日（日）

（ステージ1）午前8時30分～10時（目安）

① シェイクアウト訓練（午前8時30分）

市内一斉シェイクアウト訓練を実施

※11月9日の訓練に参加できない方は、11月2日から11月8日までの間で実施

② 津波を想定した避難訓練・避難所開設訓練（午前8時33分～10時（目安））

三陸沖を震源とする巨大地震（マグニチュード9.1）の発生を想定した避難訓練及び避難所開設訓練

※津波浸水区域外の地域は、土砂災害や河川の氾濫などを想定した訓練を実施

※図上訓練（市災害対策本部等）も並行して実施

（ステージ2）地域防災訓練（午前10時（目安）～12時00分）

各地域において、炊き出し訓練、初期消火訓練、応急救護訓練など、地域の実情に応じた主体的な訓練を企画し実施する。

※11月9日は小中学校の登校日とし、地域防災訓練への参加促進、防災学習等の実施、避難所開設訓練における学校施設の使用など、教育委員会から全面的な協力を得ている。

(2) 今後の予定

10月 職員説明会（緊急避難場所、避難所、津波避難ビル、ペット同行避難等）

11月7日 ステージ0（市特別警戒本部等による図上訓練）※図上訓練は7日・9日両日実施

11月9日 ステージ1（シェイクアウト訓練、避難訓練・避難所開設訓練）

ステージ2（地域防災訓練）

11月～ 訓練アンケートの取りまとめ及び検証

(訓練アンケートは市報いしのまき 11月号に掲載し、QRコードから回答)

※実施要領細部の検討及び各関係機関との調整については継続して実施

### 3 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の追加指定について（市民生活部）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に危険な暑さから避難できる指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として市が指定できる制度等が創設された。

本市では、これまで、民間施設16か所と公共施設16か所をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラート発表時に危険な暑さから避難できる場所として、さらに、熱中症特別警戒アラート発表時以外にも涼を取ることができる場所として、施設の開放を行ってきたところである。

令和7年8月、株式会社デンコードーから、クーリングシェルターの指定について新たに申し出があった。

ケーズデンキ石巻本店をクーリングシェルターに指定したもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 指定施設

ケーズデンキ石巻本店

##### イ 運用期間

毎年度、国の熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）に合わせて実施していく。

なお、ケーズデンキ石巻本店の令和7年度の運用期間は、指定日（協定締結日）から令和7年10月22日（水）までとする。

##### ウ 開放時間

施設の営業時間に準じる。

※運用期間中は、熱中症特別警戒アラートの発表状況に関わらず、暑さをしのぐ場所として常時施設の開放を行う。

##### エ 受入可能人数

10人

#### (2) 今後の予定

なし

### 4 石巻市博物館名誉館長の設置及び選任について（教育委員会）

石巻市博物館は令和3年11月3日に開館し、博物館の運営に当たって新たに学芸員を採用している。

採用した学芸員は年齢的にも若く、本市及び圏域の歴史文化を中心とした調査研究を行ってきたわけではないことから、地域の歴史文化に精通されている方からのアドバイス等が必要であり、アドバイザーという立場としての名誉館長の設置が必要となっている。

石巻地域の歴史や文化、民俗、芸能等の継承及び市民への学習機会の提供により一層寄与するため、石巻市博物館名誉館長を設置し、新たに選任したもの。

(1) 主な内容

ア 名称 石巻市博物館名誉館長

イ 職務

- ① 博物館に関する助言及び協力
- ② 博物館が行う事業、講演会等への参加及び協力
- ③ 博物館の普及啓発等のために、特に必要と認める業務

ウ 任期

委嘱した日から３年を経過した日の属する年度の末日まで（再任を妨げず、任期終了前に再任の意志確認を行う）。

エ 服務 非常勤

オ 報酬等

- ① 無報酬（ただし、上記イの職務を行う場合は、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する）。
- ② 石巻市博物館に関する情報誌及び資料等を提供する。

カ 選任した者

阿部 和夫 氏（元石巻市教育委員会教育長 歴史研究家）

(2) 今後の予定

令和７年９月以降 阿部 和夫氏に石巻市博物館名誉館長の委嘱状を交付

【その他】

- ・令和７年石巻市議会第４回定例会について（総務部）
- ・ツール・ド・東北２０２５に係る職員従事への御礼について（市民生活部）

以上